

**第26回 ガスシステム改革小委員会
事務局提出資料
前回の御指摘事項等について**

平成27年12月15日

前回の御指摘事項等について

【前回の御指摘事項①（深山委員、引頭委員）】

一般ガス導管事業者は、あくまで緊急避難的に、需要家に対してガスを供給する責を負うだけであって、小売の主体になるということではないのではないか。無契約期間に需要家に対して供給する義務は負うが、最終保障供給に係る契約関係が、一般ガス導管事業者と需要家との間で発生するという事ではないと思う。最終保障供給は一時的なものだと思っていたが、もう一度、最終保障供給とは何かについて整理させていただきたい。

【前回の御指摘事項②（引頭委員）】

ある小売事業者が倒産した場合、直ちに最終保障供給が開始されないとした場合、無契約状態が長引く可能性があるところ、電気では、20日間程度お金を支払わない場合、供給がストップされると聞いたことがあるが、ガスの場合はどうなるのか。また、無契約状態になったことについては、一般ガス導管事業者がこれを覚知した場合に需要家に知らせるというスキームだが、こうしたことは、小売事業者が需要家と契約を締結する際、需要家に対して確実に周知させるべきではないか。

【前回の御指摘事項③（引頭委員）】

無契約期間中の会計処理については、どのような取扱いとなるのか。

【前回の御指摘事項④（草薙委員）】

今後、二重導管規制の議論を進めるに当たっては、特定ガス導管事業とはどのような事業形態なのかを明確にする必要があると思う。また、「供給区域」という概念については、小売全面自由化後は変更する必要はないのか。

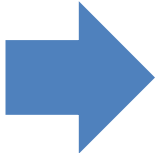
前回の御指摘事項等について

【前回及び前々回の御指摘事項（池田委員ほか多数の委員）】

二重導管規制に係る議論を進めるに当たっては、定量的な議論が必要。二重導管規制を緩和することとした場合、需要家にはどのような影響があるのか。

【前回の御指摘事項①（深山委員、引頭委員）】

一般ガス導管事業者は、あくまで緊急避難的に、需要家に対してガスを供給する責を負うだけであって、小売の主体になるということではないのではないか。無契約期間に需要家に対して供給する義務は負うが、最終保障供給に係る契約関係が、一般ガス導管事業者と需要家との間で発生するということではないと思う。最終保障供給は一時的なものだと思っていたが、もう一度、最終保障供給とは何かについて整理させていただきたい。

- 
- 改正後のガス事業法においては、「最終保障供給」は次頁のとおり定義していることから、**一般ガス導管事業者が需要家に対して行う最終保障供給は、小売供給の一類型**である。
 - また、一般ガス導管事業者に課される**最終保障供給義務に係る規定**については、改正後のガス事業法第47条第2項において、「**一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。**」と規定しているところであり、あるガス小売事業者が突然倒産した場合、一般ガス導管事業者に対して直ちに最終保障供給を開始することを義務付けている訳ではない。
 - すなわち、あくまで、**需要家があらかじめ公表された最終保障供給約款における料金その他の供給条件を確認・納得した上で、一般ガス導管事業者に対して申込みを行い、需要家と一般ガス導管事業者との間で最終保障供給約款に基づく契約が締結されて初めて開始されるというのが最終保障供給に係る法律上の整理**である。
 - なお、前回の小委員会において松村委員から御指摘があったとおり、**需要家はガス小売事業者から小売供給を受けていない限りにおいて、最終保障供給を受けることは可能**であるが、第23回ガスシステム改革小委員会（9月15日）において御提案させていただいたとおり、**最終保障供給はあくまでセーフティネットであり、需要家が最終保障供給に過度に依存することはこの制度の想定するところではないことから、最終保障供給に係る妥当な料金水準は標準的な小売料金の1.2倍程度とした**ところであり、これにより需要家が最終保障供給に過度に依存する事態は避けられるものと考えている。

【参考】改正ガス事業法における規定

(定義)

第二条 この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。

2～4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、**当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）**を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6～13 (略)

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 **一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。**

3 (略)

(最終保障供給約款)

第五十一条 **一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。**これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3 (略)

4 第四十八条第十三項の規定（※）は、第一項の規定により最終保障供給約款の届出をしたときに準用する。

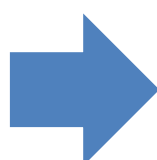
※託送供給約款の公表義務に係る規定。

【参考】第25回ガスシステム改革小委員会（平成27年11月10日）議事録より抜粋

○松村委員（中略）需要家は小売事業者がA、B、Cといったとしても、A、B、Cを敢えて選ばなくて、この約款（注：最終保障供給約款）で供給してくださいと要請する権利は常に持っている。倒産時のつなぎとして一時的にやるものだけじゃなく、それこそ1年とか供給を受けるといことだって、実際に選ぶ人はいないと思いますが、原理的にはあり得るものだと思います。

【前回の御指摘事項②（引頭委員）】

ある小売事業者が倒産した場合、直ちに最終保障供給が開始されないとした場合、無契約状態が長引く可能性があるところ、電気では、20日間程度お金を支払わない場合、供給がストップされると聞いたことがあるが、ガスの場合はどうなるのか。また、無契約状態になったことについては、一般ガス導管事業者がこれを覚知した場合に需要家に知らせるというスキームだが、こうしたことは、小売事業者が需要家と契約を締結する際、需要家に対して確実に周知させるべきではないか。

- 
- 第23回ガスシステム改革小委員会（9月15日）においては、一般ガス導管事業者がガス小売事業者の倒産を覚知した場合には、需要家に対して速やかにその事実を知らせた上で、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要がある旨を需要家に対して説明すべきことを、一般ガス導管事業者に対して求めることとしたところであり、また、仮に**需要家が無契約状態を放置した場合には、一般ガス導管事業者が供給停止を行うこともあり得る**と整理したところである。
 - 他方、委員御指摘のとおり、**無契約状態が長期に及ぶことは適当ではないことから、一定の規律を設けることが適当。**
 - この点、第23回ガスシステム改革小委員会においては、**ガス小売事業者がその事業を休廃止しようとする場合には、その1月程度前に需要家に対してその旨を知らせることとしたところであり、また、ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る規律として、ガス小売事業者に対しては、小売供給契約の解除を行う15日程度前に、需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行わせることとしたところである（5日程度前にも行わせる。）**。
 - これらとの整合性を確保する観点から、上記の場合における**一般ガス導管事業者に対しては、仮に需要家が供給者を選択しなかった場合には、一般ガス導管事業者が需要家に対してガス小売事業者の倒産の事実を伝えた日から1月程度後に、供給停止を行う旨をあらかじめ説明させること**としたい（供給停止予定日の**15日程度前・5日程度前にも行わせる。**）。（次頁に続く）

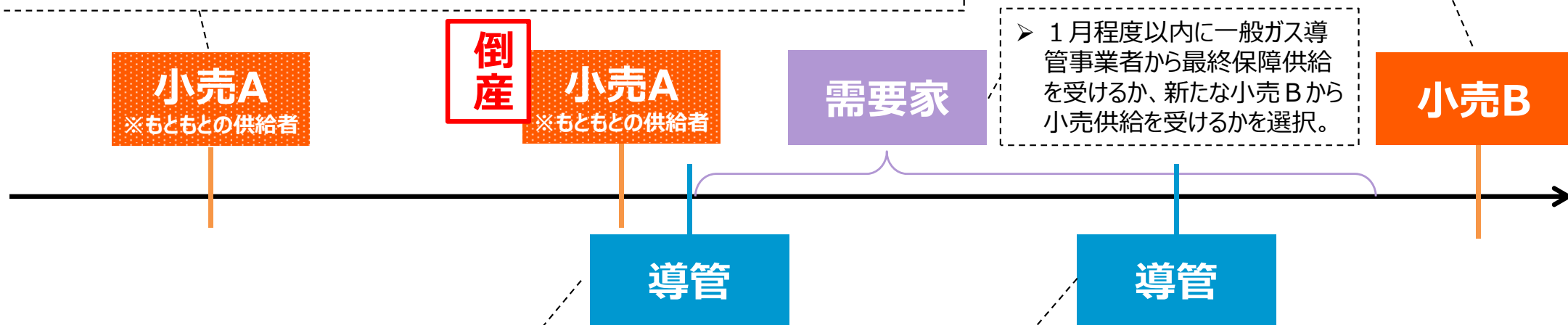
- また、委員御指摘のとおり、需要家が無契約状態になった時点で初めて、新たな供給者を選択しなければならないということを知ることは、需要家保護の観点から適当ではない。
- このため、もともとの供給者である**ガス小売事業者**に対しては、**需要家と小売供給契約を締結する際に、**
 - ・自らの倒産等により小売供給の継続が不可能となった場合、一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるか、新たなガス小売事業者から小売供給を受けるかを選択すべきこと。
 - ・一般ガス導管事業者が定める供給停止予定日までに新たな供給者を選択しなかった場合には、一般ガス導管事業者が供給停止を行うこと。**を説明させること**としたい（ガイドライン等において担保。）。

➤ 小売供給契約締結の際、以下の事項を需要家に説明。

- ・小売Aの倒産等により小売供給の継続が不可能となった場合、一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるか、新たな小売Bから小売供給を受けるかを選択すべきこと。
- ・一般ガス導管事業者が定める供給停止予定日までに新たな供給者を選択しなかった場合には、一般ガス導管事業者が供給停止を行うこと。

➤ 小売供給契約締結の際、以下の事項を需要家に説明。

- ・無契約状態におけるガスの供給については、新たな小売Bとの小売供給契約として遡ることになること。



➤ 小売Aの倒産を覚知した場合、以下の事項を速やかに需要家に説明。

- ・一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるか、新たな小売Bから小売供給を受けるかを選択すべきこと。
- ・供給停止予定日（1月程度後）に新たな供給者を選択しなかった場合、供給停止を行うこと。

➤ 需要家が依然として新たな供給者を選択していない場合には、供給停止予定日の15日程度前と5日程度前に再度通知。

第23回ガスシステム改革小委員会資料6（事務局提出資料）

- ガス小売事業者が需要家の不払い等を理由として、当該需要家との小売供給契約を解除して当該需要家に対するガスの供給を停止することも想定されるところ、何らの予告なくこうした措置がとられた場合、当該需要家が不払い状態を解消する機会や、一般ガス導管事業者による最終保障供給を申し込む時間的余裕を得られずにガスの供給が停止することとなる。
- このため、需要家保護を確保するためには、ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る一定の規律を設けることが適当であるところ、この内容が論点となる。

【論点】

ガス小売事業者による小売供給契約の解除に係る規律をどうするか。

➡ 需要家保護を図るため、以下のとおりとしてはどうか。なお、この内容はガイドライン等において担保。

- ① ガス小売事業者は、小売供給契約の解除を行う15日程度前に、需要家に対して解除日を明示して解除予告通知を行う（5日程度前にも行わせることとする。）。
- ② 解除予告通知の際、「解除後に無契約となった場合にはガスの供給が止まること、一般ガス導管事業者による最終保障供給（旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合には、当該旧一般ガス事業者による経過措置約款に基づく供給）を申込みという方法があること。」を説明する（説明の方法は、①訪問、②電話、③郵便等による書面送付、④電子メールの送信などが適当。）。
- ③ 小売供給契約の解除に伴う託送供給契約の解除を行う10日程度前までに、ガス小売事業者側からの小売供給契約の解除を理由とすることを明示した上で、一般ガス導管事業者に対して託送供給契約の解除の連絡を行う。
（注1）上記の「15日」等はいくまで目安であり、ガス小売事業者が需要家保護の観点から、これに代わる時間的余裕をもって、需要家に対して解除予告通知等を行うことは妨げられない。また、旧簡易ガス事業に相当する事業等を行う者については、原則として、最終保障供給に係る説明や託送供給契約の解除に係る連絡を行う必要はない。
（注2）例えば、複数の団地においてガス小売事業を行っている旧簡易ガス事業者が、ある1つの団地において当該事業を廃止する場合においては、上記の例も参考として、原則として1月前に、需要家に対して上記の解除予告通知を行わせることとする。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

※また、熱供給事業法においても同様の論点が存在するところ、基本的には同様の整理とする。ただし、最終保障供給に係る説明や託送供給契約の解除に係る連絡を行う必要はない。

第23回ガスシステム改革小委員会資料6（事務局提出資料）

【論点】

無契約の状態でガスが流れ込む場合における契約関係をどう整理するか。



以下のとおり整理することとしてはどうか。

○無契約の状態でガスの供給がなされることは適当ではないため、無契約の状態があった後、需要家が新たなガス小売事業者からガスの供給を受けることとした場合、この無契約の状態におけるガスの供給は、当該新たなガス小売事業者との小売供給契約に基づくガスの供給と整理するか、一般ガス導管事業者による最終保障供給（旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合には、当該旧一般ガス事業者による経過措置約款に基づく供給）と整理するかを需要家自身が選択できることとする（いずれにしても契約が遡ることとなる。）。

○また、新たなガス小売事業者に対しては、当該新たなガス小売事業者が需要家と小売供給契約を締結する際に、上記の内容を説明させることとする。加えて、需要家自身がガス小売事業者の倒産に気付かないおそれがあるため、一般ガス導管事業者に対しては、一般ガス導管事業者がこの事実を覚知した場合、需要家に当該事実を知らせるとともに、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを需要家に説明した上で、上記の内容を説明させることとする。（いずれも、ガイドライン等において担保。）。

（注1）上記の場合において、需要家が新たなガス小売事業者との小売供給契約の遡及を選択した場合には、この期間において、当該新たなガス小売事業者は当該需要家の需要に応じガスを供給していた訳ではないため、当該新たなガス小売事業者は一般ガス導管事業者から補完供給を受けていたものと整理する。

（注2）無契約状態の後、需要家が新たなガス小売事業者と小売供給契約を締結する場合には上記の整理となるが、需要家が一般ガス導管事業者から最終保障供給を受ける場合には最終保障供給約款に基づく契約が遡及し、また、旧一般ガス事業者が経過措置料金規制を課される場合において、需要家が当該旧一般ガス事業者と経過措置約款に基づく契約を締結した場合には、この契約が遡及することとなる。

（注3）需要家が供給事業者を選択せずに無契約状態を放置した場合には、一般ガス導管事業者が供給停止等を行うことがあり得る。

※この論点については、電気事業法においても類似の整理がなされている。

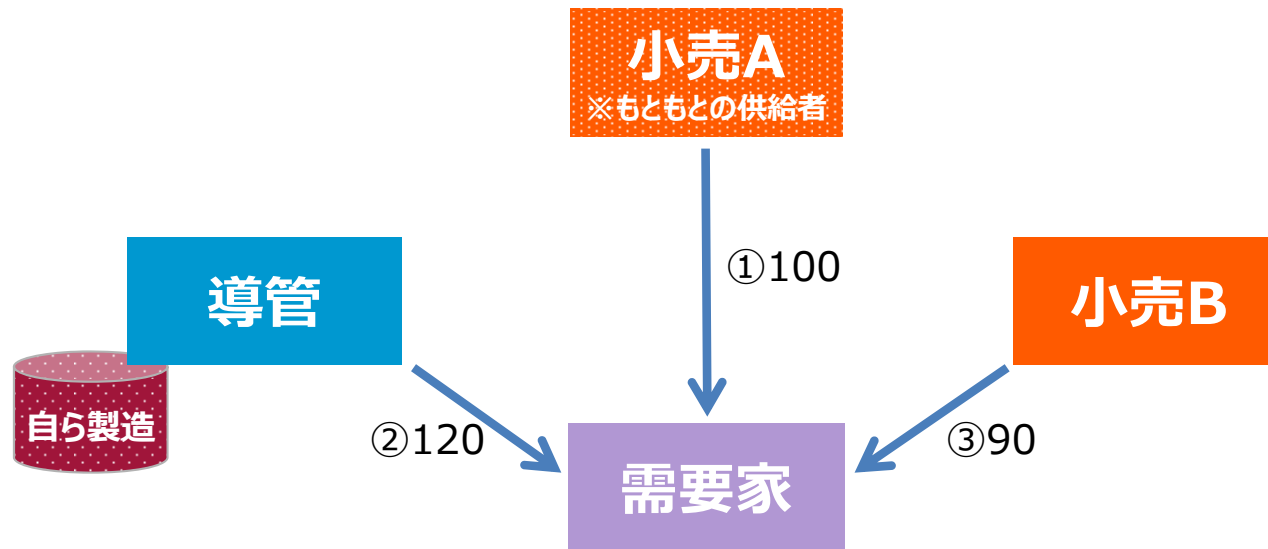
【前回の御指摘事項③（引頭委員）】

無契約期間中の会計処理については、どのような取扱いとなるのか。

- 無契約状態の会計処理を検討するに当たって、以下のとおり前提を置くこととする。
 - ①ガス小売事業者Aの小売供給に係るガスの料金（＝当該エリアの標準料金）：100
 - ②無契約状態で流れるガスの料金及び最終保障供給に係るガスの料金：120

※上記の場合に必要なとされるガスは、一般ガス導管事業者が自ら製造するものと仮定。

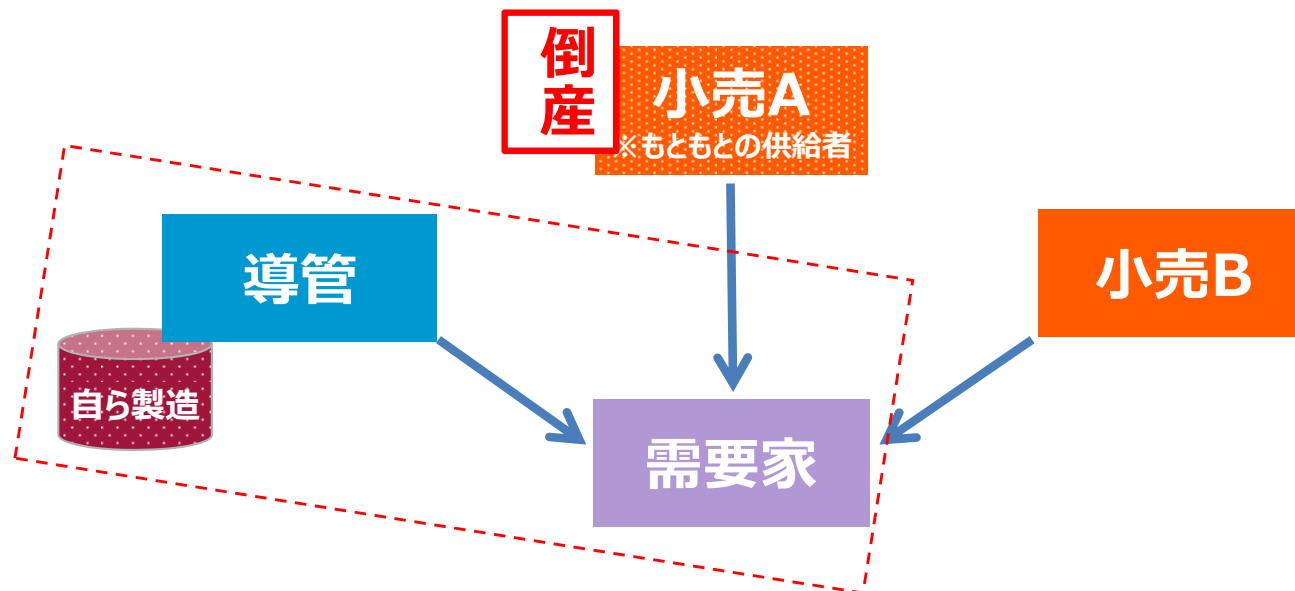
 - ③ガス小売事業者Bの小売供給に係るガスの料金：90
- その上で、Ⅰ.ガス小売事業者Aが倒産した後、無契約状態で導管内のガスが流れ込んでしまっている場合、Ⅱ.一般ガス導管事業者からの最終保障供給と整理した場合、Ⅲ.ガス小売事業者Bとの小売供給契約が遡及すると整理した場合のそれぞれについて、どのように会計処理すべきかを整理する。



I .ガス小売事業者 A が倒産した後、無契約状態で導管内のガスが流れ込んでしまっている場合の会計処理について

- 倒産後無契約状態で導管内のガスが流れ込んでしまっている場合の会計処理については、以下のとおり複数の会計処理方法が想定される（注）。
- 1. 需要家の事後的な選択により最終保障供給か、ガス小売事業者Bの小売供給と整理されることから、需要家が選択するまでは当該期間のガス供給に係る会計処理（収益認識）を行わない。ただし、ガスは需要家に供給され、既に事業者の支配を失っていることを示すため、資産（棚卸資産xx）を貸借対照表から減少させるとともに、経過的な資産科目（仮勘定xx）への振り替えを行う。
- 2. 最終保障供給かガス小売事業者Bの小売供給のいずれが選択されるとしても、少なくとも一般ガス導管事業者はガス小売事業者Bの小売供給とされた場合におけるガス小売事業者Bに対するガスの供給に係る金銭を請求し得るため、将来現金となる資産（未収金xx）として貸借対照表に計上し、当該資産の増加に伴う収益（雑収入xx）を損益計算書に計上する。併せて、需要家に対して供給されたガスを資産（棚卸資産xx）として貸借対照表から減少させ、当該資産の減少に伴う損失（雑損失xx）を損益計算書に計上する。

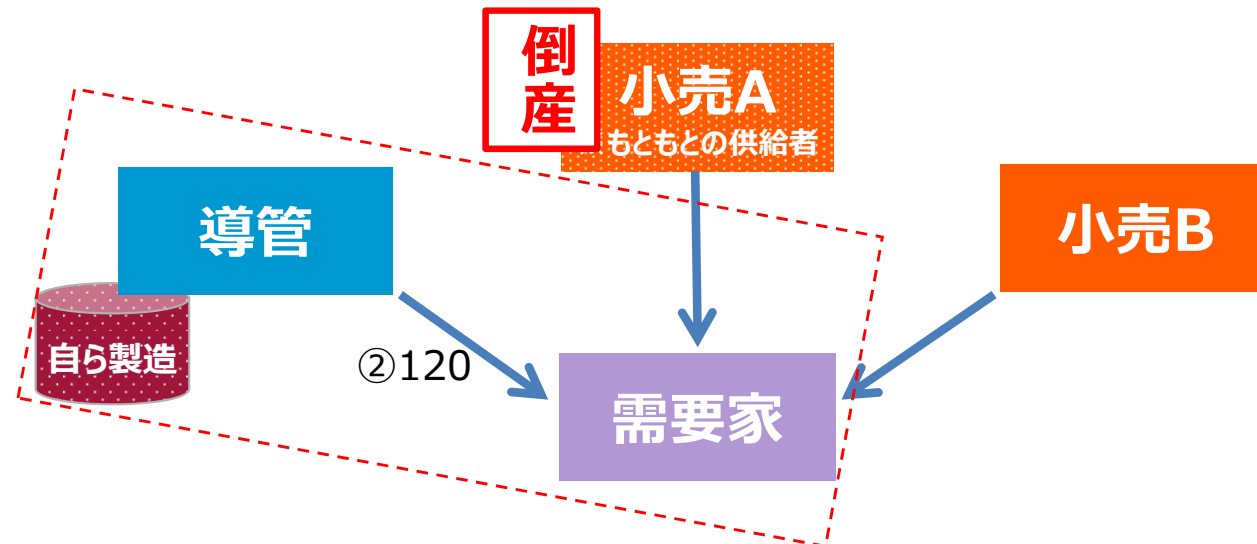
（注）ただし、一般的には1. の処理を行い、2. は特に重大な損失が生じる場合に限られると想定される。なお、2. については回収確実性はあるが契約形態が確定していないため、通常の営業取引としての会計処理（売掛金及び売上の計上）は行わない。



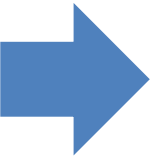
Ⅱ. 一般ガス導管事業者からの最終保障供給と整理した場合の会計処理

- 無契約状態の期間におけるガスの供給について、一般ガス導管事業者は需要家に対する最終保障供給契約に基づく代金請求権（②）を取得することから、将来現金となる資産（売掛金120）として貸借対照表に計上し、当該資産の増加に伴う収益（売上120）を損益計算書に計上する（なお、一般ガス導管事業者が自ら最終保障供給に係るガスを製造している場合を想定。）。併せて、当該需要家に対して供給されたガスを資産（棚卸資産xx）として貸借対照表から減少させ、当該資産の減少に伴う費用（売上原価xx）を損益計算書に計上する。
- なお、ケースⅠ-1において経過的な資産科目（仮勘定xx）として計上したガスについては、資産（棚卸資産xx）に振り戻した上で上記の処理を行うこととなる。
- 需要家から料金が回収できた時点で、一般ガス導管事業者は獲得した現金を資産（現預金120）として貸借対照表に計上し、現金を獲得したので、上記の将来現金となる資産（売掛金120）を貸借対照表から減少させる。
- なお、ケースⅠ-2の会計処理を行った後、ケースⅡ.（又はⅢ.）と整理する場合は、ケースⅠ-2の会計処理の取り消し（注）を行った上で、ケースⅡ.（又はⅢ.）の会計処理を行うこととなる。

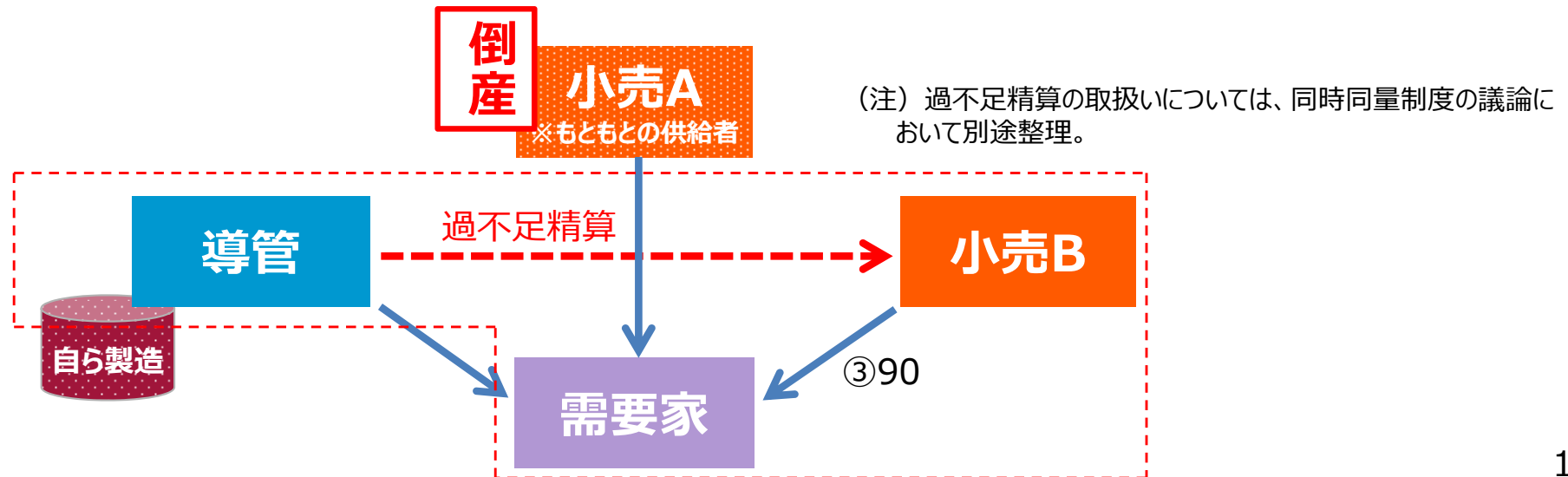
（注）計上していた将来現金となる資産（未収金xx）を貸借対照表から減少させるとともに、当該資産の増加に伴う収益（雑収入xx）を損益計算書から減少させる。併せて、減少させた資産（棚卸資産xx）を貸借対照表に計上すると共に、当該資産の減少に伴う損失（雑損失xx）を損益計算書から減少させる。



Ⅲ. ガス小売事業者 B との小売供給契約が遡及すると整理した場合の会計処理



- 無契約状態の期間におけるガスの供給について、ガス小売事業者Bは需要家に対する小売供給契約に基づく代金請求権(③)を取得することから、将来現金となる資産(売掛金90)を貸借対照表に計上し、当該資産の増加に伴う収益(売上90)を損益計算書に計上する。
- 需要家から料金が回収できた時点で、ガス小売事業者Bは獲得した現金を資産(現預金90)として貸借対照表に計上し、現金を獲得したので、上記の将来現金となる資産(売掛金90)を貸借対照表から減少させる。
- このとき、新しい同時同量制度を前提とすると、一般ガス導管事業者が当該期間中に供給したガスについては、一般ガス導管事業者がガス小売事業者Bに対する託送供給契約に基づく過不足精算代金請求権を取得することとした場合(注)、一般ガス導管事業者は将来現金となる資産(売掛金xx)を貸借対照表に計上し、当該資産の増加に伴う収益(売上xx)を損益計算書に計上する。併せて、当該需要家に対して供給されたガスを資産(棚卸資産xx)として貸借対照表から減少させ、当該資産の減少に伴う費用(売上原価xx)を損益計算書に計上する。なお、ケースI-1において経過的な資産科目(仮勘定xx)として計上したガスについては、資産(棚卸資産xx)に振り戻した上で上記の処理を行うこととなる。
- ガス小売事業者Bは将来現金を支払う義務を負債(買掛金xx)として貸借対照表に計上し、当該負債の増加に伴う費用(売上原価xx)を損益計算書に計上する(なお、一般ガス導管事業者が自ら過不足調整に係るガスを製造している場合を想定)。
- 当該代金が精算された時点で、一般ガス導管事業者は獲得した現金を資産(現預金xx)として貸借対照表に計上し、現金を獲得したので、上記の将来現金となる資産(売掛金xx)を貸借対照表から減少させる。ガス小売事業者Bは現金を支払ったので、支払った資産(現預金xx)を貸借対照表から減少させ、当該支払義務の履行に併せ、上記の将来現金を支払う義務として貸借対照表に計上した負債(買掛金xx)を貸借対照表から減少させる。



【前々回の御指摘事項（引頭委員、深山委員）】

第25回ガスシステム改革小委員会資料3より抜粋

ガス小売事業者が倒産した場合において、一定期間無契約状態となるガスの供給については、一般ガス導管事業者が行う最終保障供給として整理するのか、新たなガス小売事業者が行う小売供給として整理するのかを需要家に選択させるという御提案だが、ガス小売事業者が倒産した場合には、自動的に最終保障供給が開始されると整理した方が、こうした場合に需要家が迷わなくてすむのではないか。また、ガス小売事業者が倒産した場合にガスを流しているのは一般ガス導管事業者であるとすれば、「事務管理」ということになるのかもしれないが、この場合におけるガスの供給主体を需要家に選択させる合理性はあるのか。

- **需要家が最終保障供給約款に基づく料金その他の供給条件を選択するか否かについては、需要家の自由であり、需要家の選択に委ねられるべきであるところ、仮に需要家にガスを供給しているガス小売事業者が倒産した後、直ちに最終保障供給約款に基づく最終保障供給が開始されると整理した場合、需要家自身が本来有する供給者を選択する権利が制約されることになるため適当ではない**（新たなガス小売事業者を選択しようとする需要家も存在するはず。）（次頁図1参照）。
- このため、前々回のガスシステム改革小委員会（9月15日）において御提案させていただいたとおり、ガス小売事業者が倒産した後、需要家が新たなガス小売事業者と小売供給契約を締結した場合、**無契約の状態を受けたガスの供給については、当該新たなガス小売事業者からの小売供給として整理するか、一般ガス導管事業者からの最終保障供給として整理するかを需要家が選択することを認めること**としたい。
- ただし、こうした**無契約状態が長期間継続することは適当ではない**ため、**一般ガス導管事業者に対しては、ガス小売事業者の倒産を覚知した場合には、需要家に対してその事実を知らせるとともに、早急に他のガス小売事業者と小売供給契約を締結するか、当該一般ガス導管事業者から最終保障供給を受けるかを選択する必要があることを需要家に対して説明することを求めること**としたい。
（次頁に続く。）

- また、本来、一般ガス導管事業者が需要家に対して請求し得る債権については、一般ガス導管事業者と新たなガス小売事業者が締結する託送供給契約において、需要家が無契約期間においてなされたガスの供給について、当該新たなガス小売事業者との小売供給契約が遡及することを選択した場合には、当該債権は、一般ガス導管事業者からガス小売事業者に譲渡された上で、一般ガス導管事業者はガス小売事業者に対して当該期間中に供給したガスの精算を求め得ることを記載させることとしたい（図2参照）。

図1：ガス小売事業者が倒産した後、直ちに最終保障供給約款に基づく最終保障供給が開始されると整理した場合

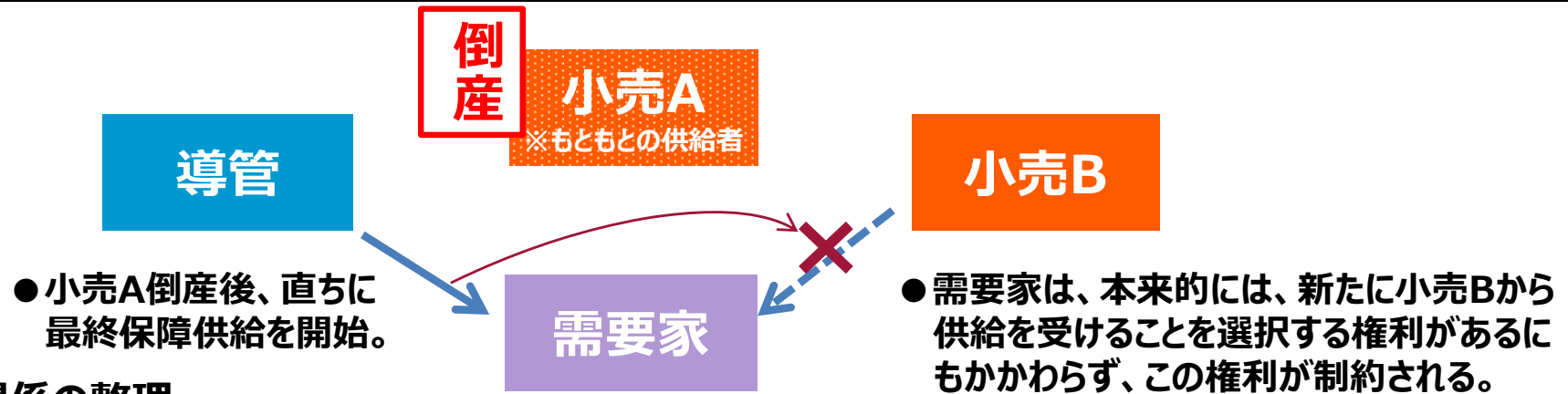
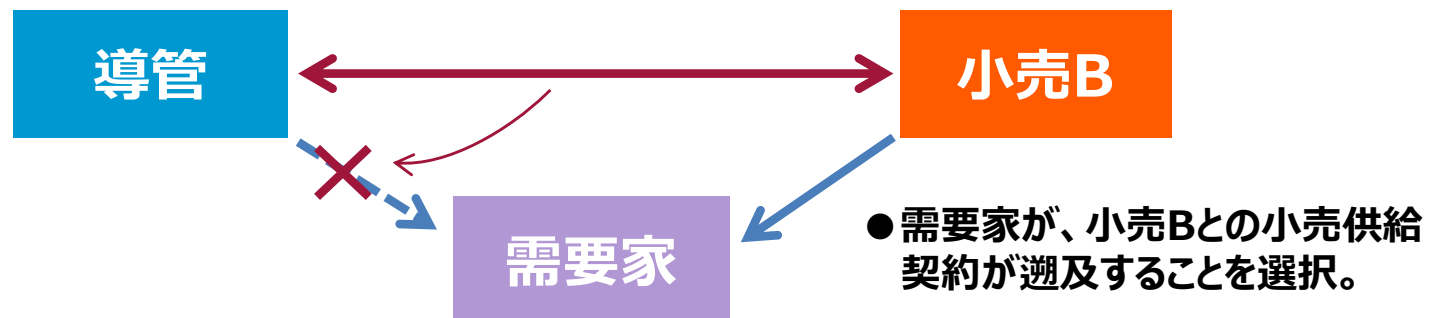


図2：3者間の債権関係の整理

- 以下の内容を含む託送供給契約を締結。
 - ・需要家が、小売Bとの小売供給契約が遡及することを選択した場合には、一般ガス導管事業者が有する需要家に対する債権は小売Bに譲渡。
 - ・この場合、小売Bに対して、無契約期間中に供給したガスの精算を求め得る。



(注) ガス小売事業者Aが倒産した際、ガス小売事業者Bが未だガス小売事業の登録を受けていない場合においては、需要家は、ガス小売事業者Bとの小売供給契約を遡及させることはできない点に留意が必要。

【前回の御指摘事項④（草薙委員）】

今後、二重導管規制の議論を進めるに当たっては、特定ガス導管事業とはどのような事業形態なのかを明確にする必要があると思う。また、「供給区域」という概念については、小売全面自由化後は変更する必要はないのか。

- 改正後のガス事業法においては、「**特定ガス導管事業**」とは、17頁のとおり、「**自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業**」と定義されているところであるが、本年1月に取りまとめられた**ガスシステム改革小委員会報告書**においても整理されているとおり、「**特定ガス導管事業者**」とは、現在の「**ガス導管事業者**」という**事業類型を引き継ぐものである**。
- また、現在の**ガス導管事業者**は、**中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しているところ、その供給先については、一般ガス事業者に対して卸売を行っているか、工場などの大口需要に限られており、小口需要が含まれていないことから、こうした実態を踏まえ、改正後のガス事業法においては、「特定ガス導管事業者」に対しては、最終保障供給義務を課すことはしていないところである**。
- 他方、**特定ガス導管事業者が低圧導管を敷設して、小口需要に対してもガスを供給することとなった場合には、小口の需要家保護を図る観点からは、当該小口の需要家が最終保障供給を受けられることができる環境を整備することが適当である**。
- このため、上記のとおり、「**特定ガス導管事業**」の定義規定においては、単に「**特定の供給地点において～**」と規定されているところであり、**需要規模については規定されていないところであるが、最終保障供給によって小口需要家を保護するとの制度趣旨に鑑み、上記の場合における特定ガス導管事業者に対しては、一般ガス導管事業の許可を取得することを求めることとしたい（供給区域の設定が必要となる。）**。（注）（次頁に続く）

（注）第23回ガスシステム改革小委員会（9月15日）においては、特定ガス導管事業に該当することとなる導管の要件については、現行のガス導管事業に該当することとなる導管の要件を維持することとしたところであり、後者については、現在、ガス事業法施行規則において、中圧・高圧導管のみを規定しており、低圧導管を規定していないことから、この意味においても、上記の場合における特定ガス導管事業者は、一般ガス導管事業の許可を取得することが必要となる。

- また、現在の一般ガス事業者の「供給区域」は、一般ガス事業者が小口需要に対するガスの供給を独占的に行い得る地理的範囲であるが、こうしたことに鑑み、一般ガス事業者が供給区域を設定・拡大しようとする場合には、「その一般ガス事業の開始が一般の需要に適合すること」というガス事業法の許可基準に係る規定に基づき、その設定・拡大しようとする供給区域における小口需要から、ガスの供給に係る求めがあるか否かを確認することとしているところである。
- この点、改正後のガス事業法における一般ガス導管事業者の「供給区域」は、一般ガス導管事業者がその導管を敷設して、託送供給を独占的に行い得る地理的範囲であるところ、託送供給は小口需要に対してガスを供給するガス小売事業者のみならず、大口需要に対してガスを供給するガス小売事業者から求められた場合であっても、一般ガス導管事業者には託送供給を行う義務が課せられているところである。
- このため、一般ガス導管事業者が供給区域を設定・拡大しようとする場合においては、その設定・拡大しようとする供給区域における需要の大小にかかわらず、ガス小売事業者から託送供給の求めがあるか否か、あるいはこれが想定されるかどうかを確認することとしたい。

【参考】改正後のガス事業法における規定

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「**一般ガス導管事業**」とは、**自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業**（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「**最終保障供給**」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6 (略)

7 この法律において「**特定ガス導管事業**」とは、**自らが維持し、及び運用する導管により特定の供給地点において託送供給を行う事業**（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいう。

8～13 (略)

【参考】ガスシステム改革小委員会報告書における記載

(P12)

ただし、現行の一般ガス事業者の導管部門は、都市部を中心に面的に張り巡らされた低圧導管を含む導管網を維持・運用しており、その供給先は家庭用など小口利用者を始め極めて多数にわたる一方、**現行のガス導管事業者は、線状に敷設された中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しており、その供給先はガス事業者への卸や工場などの大口需要家に限られる。**

こうした事業実態の違いを踏まえ、**低圧導管を含む導管網を維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「一般ガス導管事業」、中圧及び高圧の導管のみを維持・運用しガスの輸送や託送供給を行う事業を「特定ガス導管事業」と分けて整理し、それぞれの特徴を踏まえて参入規制、託送供給条件、最終保障サービス等の制度設計を行うことが適切**である。（以下「一般ガス導管事業」及び「特定ガス導管事業」をまとめて、「新たなガス導管事業」と総称する。）

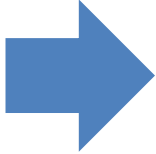
(P16)

(中略) 一般ガス導管事業者をその供給区域内における最終保障サービスの義務主体とすることが適当である。その際、主体となる一般ガス導管事業者の供給力確保等を考慮した制度設計が必要である。なお、**中圧及び高圧の導管のみを維持・運用してガスの卸や大口需要家向けの小売供給を行い、小口需要家向けの小売供給が想定されない特定ガス導管事業者については、最終保障サービスの義務を課すことは適当でない。**

【前回及び前々回の御指摘事項（池田委員ほか多数の委員）】

二重導管規制に係る議論を進めるに当たっては、定量的な議論が必要。二重導管規制を緩和することとした場合、需要家にはどのような影響があるのか。

【試算1】

- 
- まず、託送供給料金の単価については、託送供給原価（託送供給に係るコスト）を託送供給量（ネットワーク需要）で除することにより求めることができる。
 - この点、現在の一般ガス事業者は、ガス事業法の規定に基づき、毎年度、「託送収支計算書」を公表しているところ、この託送収支計算書からは、前年度における託送供給原価と託送供給量を導き出すことができるため、これを用いることにより、二重導管規制の緩和による託送供給料金への影響を試算することができる。
 - そこで、例えば、二重導管規制の緩和により、東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの都市ガス大手3社の既存需要の1割^(注1)を、ガス導管事業者がそれぞれ獲得することとなった場合における託送供給料金単価への影響は、東京ガスでは1.82円、大阪ガスでは2.57円、東邦ガスでは2.28円それぞれ上昇することとなり、上昇率はいずれも約11%である。
 - また、標準的な家庭における毎月のガス代への影響額については、東京ガスでは89円、大阪ガスでは124円、東邦ガスでは109円それぞれ上昇することとなる^(注2)。

(注1) 東京ガスにおいては約15億3400万 m^3 が、大阪ガスにおいては8億7800万 m^3 が、東邦ガスにおいては3億8900万 m^3 がそれぞれ離脱することとなる。なお、平成25年度のガス事業年報においては、大口供給に係る年間のガス供給量の平均値は、工業用で358万 m^3 であることから、東京ガスにおいては428件が、大阪ガスにおいては245件が、東邦ガスにおいては108件の工業用需要が離脱するイメージとなる。

(注2) 東京ガスでは月額5881円が月額5970円に、大阪ガスでは月額6667円が月額6791円に、東邦ガスでは月額6704円が月額6813円にそれぞれ上昇することとなる。

(注3) 上記の試算は、託送供給に係るコストには変化がないと仮定した場合の想定。

(注4) 他の一般ガス事業者について同様の仮定をおいた場合においても、需要家の負担額は一定程度増加することとなる。

都市ガス大手3社の既存需要が1割離脱した場合における託送供給料金への影響

	東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
(A)託送供給原価 (単位：千円)	251,586,793	203,367,968	79,726,383
(B)託送供給量 (単位：千m ³)	15,339,990	8,781,592	3,885,126
託送供給単価 (A)÷(B) (単位：円/m³)	16.40	23.16	20.52
(C)ガス導管事業者への需要離脱量 (単位：千m ³)	1,533,999	878,159	388,513
(D) 当該離脱後の託送供給量 (B) - (C)	13,805,991	7,903,433	3,496,613
当該離脱後の託送供給単価 (A) ÷ (D) (単位：円/m³)	18.22	25.73	22.80
託送供給単価の上昇額 (単位：円/m³)	1.82	2.57	2.28
託送供給単価の上昇率	11.11%	11.11%	11.11%

(注) 託送供給原価は、平成26年度託送収支計算書上の「営業費用」、「営業外費用」及び「法人税等」の合計から、「その他託送供給関連収益」と「営業外収益」の合計を差し引いた値。

【試算2】

- また、**試算1**は、都市ガス大手3社の既存需要が、**大口需要・小口需要を問わず、等しく離脱した場合における影響**であるところ、**今般の二重導管規制の緩和により、ガス導管事業者が新たに獲得することとなる可能性がある需要は大口需要のみ**と考えられる。
- このため、**都市ガス大手3社の既存需要の1割が、大口需要から離脱した場合における都市ガス大手3社の託送収益に与える影響**を試算したところ、**東京ガスでは3.1%減、大阪ガスでは2.9%減、東邦ガスでは3.5%減**となる。
- また、上記の減収を、**託送供給料金の値上げで取り戻そうとした場合における値上げ率**については、**東京ガスでは3.17%、大阪ガスでは2.96%、東邦ガスでは3.64%**となり、また、**標準的な家庭における毎月のガス代への影響額**については、**東京ガスでは25円、大阪ガスでは32円、東邦ガスでは35円それぞれ上昇**することとなる。(注)

(注) 東京ガスでは月額5881円が月額5906円に、大阪ガスでは月額6667円が月額6699円に、東邦ガスでは月額6704円が月額6739円にそれぞれ上昇することとなる。

都市ガス大手3社の既存需要の1割が大口需要から離脱した場合における託送収支への影響

			東京ガス	大阪ガス	東邦ガス
(A)	託送供給量	千m ³	15,339,990	8,781,592	3,885,126
(B)	(A)のうち、自社大口需要家向け託送供給量	千m ³	8,185,934	4,754,509	2,524,883
(C)	需要離脱量 (= (A)×10%)	千m ³	1,533,999	878,159	388,513
(D)	大口離脱比率 (= (C)÷(B))		18.7%	18.5%	15.4%
(E)	託送営業収益	千円	273,495,876	212,875,188	83,575,512
(F)	(E)のうち、自社大口需要家向け託送収益	千円	44,884,127	33,159,083	19,053,967
(G)	大口離脱減益分 (= (F) ×(D))	千円	8,393,332	6,134,430	2,934,311
(H)	託送収益に与えるマイナスの影響 (= (G)÷(E))		3.1%	2.9%	3.5%

(出典) 平成26年度託送収支計算書より。20

都市ガス大手3社の既存需要の1割が大口需要から離脱した場合における託送料金単価への影響

		東京ガス			大阪ガス			東邦ガス		
		託送供給量 (百万m ³)	単価 (円/ m ³)	収益額 (百万円)	託送供給量 (百万m ³)	単価 (円/ m ³)	収益額 (百万円)	託送供給量 (百万m ³)	単価 (円/ m ³)	収益額 (百万円)
(A)	全託送供給量	15,340	17.83	273,496	8,782	24.24	212,875	3,885	21.51	83,576
(B)	(A)のうち、自社大口 需要家向け託送供給 量	8,186	5.48	44,884	4,755	6.97	33,159	2,525	7.55	19,054
(C)	(B)から(A)の1割の需 要が離脱	6,652	5.48	36,473	3,876	6.97	27,035	2,136	7.55	16,122
(D)	(C)で離脱した後の託 送料金単価	13,806	19.20	265,085	7,903	26.16	206,751	3,497	23.06	80,644
(E)	減収となった(D)の収 益を、(A)の収益水準 に戻す場合の託送供 給料金単価	13,806	19.81	273,496	7,903	26.93	212,875	3,497	23.90	83,576
(F)	単価の上昇額		0.61			0.77			0.84	
(G)	単価の上昇率		3.17%			2.96%			3.64%	

(注) 各数値には端数がある点に留意。

(出典) 平成26年度託送収支計算書より。